# 2025 Disclosure

# 佐賀県医師信用組合の現況



写真提供:佐賀県観光連盟

佐賀県医師信用組合

#### ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から 御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況(令和6年度第65期)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

佐賀県医師信用組合は、組合員の皆様に本当にお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

佐賀県医師信用組合 理事長 志田 正典

# 当組合のあゆみ(沿革)

■昭和35年 4月/佐賀県医師会会員の協同組織により組合員に必要な金融事業を行うことを目的として設立。 初代組合長に児玉来三氏就任。

■昭和35年 8月/医療金融公庫(現在、独立行政法人 福祉医療機構に改称)の受託金融機関に指定。

■昭和35年 9月/商工組合中央金庫の委託業務の指定。

■昭和41年 5月/2代目理事長に石橋洪氏就任。

■昭和42年 5月/3代目理事長に前山彦人氏就任。

■昭和51年 5月/4代目理事長に松下英志氏就任。

■昭和53年 5月/5代目理事長に宮崎七郎氏就任。

■昭和56年 1月/コンピューターによる業務を開始。

■昭和57年 5月/6代目理事長に吉原正智氏就任。

■昭和58年 5月/事業資金の団体信用生命保険付融資の取扱開始。

■昭和59年 8月/全銀データシステムに加入し内国為替取扱開始。

■昭和63年 4月/佐賀市新中町2番15号佐賀県医師会メディカル センター1階に事務所を移転し、営業を開始。

■平成 4年 5月/預金100億円達成。

■平成10年 6月/7代目理事長に凌俊朗氏就任。

■平成11年 4月/2000年問題対応の為、コンピューターのレベルアップを実施。

■平成12年 4月/監督官庁都道府県より国に移管。

■平成12年11月/預金200億円達成。

■平成14年 8月/佐賀県信用保証協会付融資取扱開始。

■平成15年 7月/全国医師系信用組合共同商品フリーローン取扱開始。

■平成16年 6月/8代目理事長に沖田信光氏就任。

■平成17年 2月/決済用預金取扱開始。

■平成17年12月/SKC (信組全国共同センターシステム) へ移行 業務開始。

■平成18年 4月/事業者カードローン取扱開始。

■平成22年 5月/信用組合創立50周年記念式典。

■平成22年 6月/9代目理事長に池田秀夫氏就任。

■平成23年10月/預金300億円達成。

■平成30年 1月/佐賀市水ヶ江1丁目12番10号佐賀メディカルセンタービル4階に事務所を移転し、営業を開始。

■平成30年 9月/当組合ホームページ開設。

■令和2年5月/佐賀県中小企業向け制度融資取扱開始。

■令和2年6月/10代目理事長に松永啓介氏就任。

■令和6年 1月/住宅ローン取扱開始。

■令和6年6月/11代目理事長に志田正典氏就任。

#### 事業方針

## ■基本方針

佐賀県医師信用組合は佐賀県医師会会員による協同組織の金融機関として相互扶助の精神に基づき、金融面を通じ組合員の皆様の医業経営にお役に立つと共に地域医療発展に貢献する事を理念とした業域信用組合です。

- 1. 堅実経営に徹し、医業経営の一助となるべくサービス向上に 努めます。
- 1. 組合員の公平性、平等性を念頭におき、経営体質の強化を図り、業務拡大を目指します。
- 1. 金融の自由化が進展する中で環境変化に的確に対応出来る人 材育成と経営の自己責任原則の確立を図ります。

#### 事業の組織 総 숲 監事会 情報委員会 預金・為替課 理事長! 業務部 課 電 算 副理事長 課 融 資 理事会 **直**終理事 融資部 課 渉 夕 常務理事 総 務 課 理事 総務部 経理・証券課 - 監 事 」

# 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)

理事長 志田 正典 副理事長 森永 幸二 専務理事 古舘 修司 常務理事 貝原 良太 枝國源--郎 山津 善保 常務理事 理 理 大隈 良譲 美川 優子 理 清治 理 事 事 佐藤 渡邊 尚 理 事 理 事 松永 高政 玾 山元謙太郎 事 草場 謙 牟田 事 監 事 清敬 監 事 田村 浩司

(令和7年3月31日現在)

## 令和6年度 経営環境・事業概況

国内の景気は、政府において日本経済・地方経済の好循環実現に向けての成長分野への投資 促進や中小企業等の経営基盤の強化・成長の支援、地方創生の推進などの経済対策が公表され、賃金・所得の増加、生産性の向上を重視する方針が示される中で、景気は緩やかな回復基調にあります。ただ、米国の保護主義化による政策変更、中国の内需不振、中東やウクライナの地政学リスクの高まりなど、今後の景気を懸念する材料が山積しています。

金融分野においては、国内外の経済・物価を巡る不確実性が引き続き高く、金融・為替市場の動向を十分注視する必要がある中で、日本銀行は、経済・物価情勢の改善が続くならば、政策金利を引き上げ、金融緩和度合いを調整するものとみられます。「金利のある世界」への回帰が進む中、金融機関には、本業支援の強化により収益性を確保するとともに、信用リスク管理態勢の強化が求められています。また、特に、喫緊の課題であるマネロン・テロ資金供与対策、サイバーセキュリティ対策等についても引き続き的確かつ迅速に対応する必要があります。

一方、信用組合の主な取引先である中小・小規模事業者は、深刻化する人手不足、後継者不足、物価高騰、価格転嫁、デジタル化への対応など多くの課題への取り組みが求められており、厳しい経営環境が続いています。

このような中で、私共組合では預金勘定において、平均残高で前期比▲7億6千2百万円減少の363億円となり、期末残高でも前期比▲11億2千万円減少の362億円と厳しい結果に留まりました。内訳として、流動性預金は平均残高で前期比▲2億2千9百万円減少の217億円となり、定期性預金は平均残高で前期比▲5億3千3百万円減少の145億円となりました。

次に、運用面において貸出金については、平均残高で前期比2億6百万円増加の56億2千9百万円となり、期末残高でも前期比5億7千6百万円増加の58億5千7百万円と順調に推移しました。また、有価証券については、健全性・安全性・有利性・流動性・リスク面等を総合的に勘案し、事業債を中心に、国債、地方債を購入して、期末残高で165億円を計上しました。

一方損益面では、貸出金利息と有価証券利息配当金等の増加に伴い、業務純益は前期比5 百万円増加の1億3千6百万円となり、経常利益で9千2百万円、当期純利益は8千4百万円を計上しました。

また、自己資本額は28億4千9百万円、リスクアセットは196億9千3百万円で、自己資本比率は14.46%となり、前期比0.40%の増加となりました。金融機関の健全性を示す指標である、国内基準の4%を大きくクリアーしており、ご安心してお取引いただける財務内容であると確信しております。

令和7年度は、各国の通商政策等の影響を受けて、海外経済が減速し我が国企業の収益なども下押しされるもとで、緩和的な金融環境などが下支え要因として作用するものの、成長ペースは鈍化すると考えられています。ただ、その後については、海外経済が緩やかな成長経路に復していくもとで、成長率を高めていくと見込まれます。リスク要因としては、様々なものがありますが、特に各国の通商政策等の今後の展開やその影響を受けた海外の経済・物価動向を巡る不確実性は極めて高く、その金融・為替市場や我が国経済・物価への影響については、十分注視する必要があります。

一方、医療業界においては、医療DXの推進、医師偏在対策、医薬品の安定供給、新たな地域 医療構想の検討、医師の働き方改革への対応など、取り組むべき課題は山積しています。また、賃 金上昇、物価高騰等に直面する医療機関の経営状況は非常に厳しく、地域医療の継続が懸念されている中で、組合員の先生方との関係を一層深め、「先生方のための金融機関」としてご満足いただけるよう、役職員一同懸命に努めていく所存でございます。

さらには、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与」対策を最重要課題の一つとしてとらえ、その リスクが経営上の重大なリスクになりかねないことを十分認識し、「個人情報保護管理」対策、「コン プライアンス」徹底等も併せて、今年度も引き続き役職員一体となって取り組み、揺るぎない経営基 盤の確立を図っていく所存でございます。

今後とも、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

# 組合員の推移 (単位:人)

区	分	令和5年度末	令和6年度末
個	人	847	836
法	人	399	405
合	計	1,246	1,241

科目	金	額
(資産の部)	令和5年度	令和6年度
現金	33,776	35,972
預 け 金	17,835,332	15,666,192
買入手形		
コールローン	_	_
買現先勘定	_	_
債券貸借取引支払保証金	_	_
買入金銭債権	_	_
金銭の信託	_	_
商品有価証券	_	_
商品国債		
商品地方債		
商品政府保証債	_	_
その他の商品有価証券	_	
有 価 証 券	16,556,336	16,587,404
国債	1,642,730	1,678,960
地方債	1,623,090	1,540,129
短期社債	1,020,000	1,040,120
<u> </u>	10,363,562	10,736,395
	10,363,562	<u>10,736,395</u> 100
		2,631,818
その他の証券 <b>貸 出 金</b>	2,926,853 <b>5,281,239</b>	
	5,201,239	5,857,420
	15,000	010 500
手 形 貸 付	15,000	212,500
証書貸付 当	5,156,380	5,561,287
	109,858	83,633
外 国 為 替	_	_
外国他店預け	_	
外国他店貸	_	
買入外国為替	_	
取立外国為替		
その他資産	149,255	168,531
未決済為替貸	739	242
全信組連出資金	50,000	50,000
前払費用	_	43
未 収 収 益	73,451	94,273
先物取引差入証拠金	_	_
先物取引差金勘定		
保管有価証券等		
金融派生商品		_
その他の資産	25,064	23,972
有 形 固 定 資 産	8,934	8,387
建物	_	_
土 地	_	_
リース資産	7,665	5,139
建設仮勘定	_	
その他の有形固定資産	1,269	3,247
無形固定資産	1,079	837
ソフトウエア	867	625
<u>のれん</u>	_	
リース資産		_
その他の無形固定資産	211	211
前払年金費用		
繰延税金資産	64,142	55,200
再評価に係る繰延税金資産		
債務保証見返	_	_
貸倒引当金	△135,657	△187,943
(うち個別貸倒引当金)	(\triangle 109,328)	(△155,194)
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		,
資産の部合計	30 704 420	38 102 002
貝圧の即口訂	JJ,/J4,4J8	38,192,003

科目	<b>4</b>	<b>夕</b> 古
科 目 (負債の部)	<u>金</u> 令和5年度	額 令和6年度
		700年長 2005 F04
預金積金	37,406,055	36,285,594
当座預金		
普通預金	22,149,815	21,174,386
貯 蓄 預 金	<del></del>	<del>-</del>
通知預金	97,323	74,805
定期預金	13,375,726	13,037,289
定期積金	1,561,577	1515220
その他の預金	221,612	1,515,220 483,893
	221,012	400,090
譲渡性預金	<del>_</del>	
借 用 金		
借入金	<u> </u>	
当座貸越	_	_
再割引手形		
売 渡 手 形		
コールマネー		
売 現 先 勘 定		
<b>债券貸借取引受入担保金</b>		
	<del></del>	<del></del> _
コマーシャル・ペーパー		
外 国 為 替	_	_
外国他店預り		
外国他店借		
売渡外国為替	_	_
未払外国為替	_	_
その他負債	15,866	17,758
未決済為替借	10,000	17,700
	E 674	7.714
	5,674	
給付補塡備金	485	546
未払法人税等	208	208
前 受 収 益	49	1,085
払 戻 未 済 金	497	416
職員預り金		
先物取引受入証拠金		
先物取引差金勘定		
借入商品債券		
	<del></del>	<u> </u>
借入有価証券	<del>_</del>	<u> </u>
売付商品債券		
売付債券		
金融派生商品	_	_
リース債務	7,665	5,139
資産除去債務	<del></del>	<u> </u>
その他の負債	1,285	2,648
賞与引当金	4,904	5,104
役員賞与引当金		_
退職給付引当金	34,170	38,188
役員退職慰労引当金	31,124	24,228
は見ば明治カリコエ	31,124	24,220
特別法上の引当金		
金融商品取引責任準備金	_	_
繰延税金負債	_	_
再評価に係る繰延税金負債	_	
債務保証	_	_
負債の部合計	37,492,120	36,370,873
(純資産の部)		
出 資 金	27,505	27,359
普通出資金	27,505	27,359
優先出資金		
優先出資申込証拠金		
度ル山貝中心証拠金   本 到 今 今	_	_
資本剰余金	_	
資本準備金	<del>-</del>	_
その他資本剰余金	0.700.005	0 701
利益剰余金	2,708,883	2,791,557
利益準備金	40,455	40,455
その他利益剰余金	2,668,428	2,751,102
特別積立金	2,590,000	2,621,000
(記念事業積立金等)	(11,000)	(12,000)
当期未処分剰余金	78,428	130,102
自己優先出資	, J, TLU	100,102
	_	
自己優先出資申込証拠金	0.700.000	-
組合員勘定合計	2,736,388	2,818,916
その他有価証券評価差額金	△434,071	△997,787
繰延ヘッジ損益		
土地再評価差額金	_	_
評価·換算差額等合計	△434,071	△997,787
純資産の部合計	2,302,317	1,821,129
負債及び純資産の部合計	39,794,438	38,192,003
		UU. 1 JE.UUJ

(注)

- 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物15年~20年その他4年~20年

- 4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により 償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、 当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しており ます。
- 5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のと おり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資課(営業関連部署)の協力の下に業務部(資産査定部署)が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

- 6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員 に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計 トしております。
- 7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
- 8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備える ため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度 末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 9. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 10. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債 権総額 331百万
- 11. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債 森総額 該当なし
- 12. 有形固定資産の減価償却累計額 58百万円
- 13. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。 担保提供している資産 預け金 1,212百万円
- 14. 出資1口当たりの純資産額は、66,564円18銭です。
- 15. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務、預け金及び有価証券による 資金運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。なお当組合はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様(組合員)に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金積金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

当組合は、貸出規定及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信管理、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資課により行われ、また、定期的に毎月1回理 事会を開催し審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、理事長・副理事長・専務理事等経 営陣にてチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理課において、信用 情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

#### ②市場リスクの管理

#### (i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には経理課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告されております。

#### (ii) 為替変動リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに管理しており、また外国証券については外貨建てでの運用は行っておりません。

#### (iii)価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、理事会の方針に基づき、理事会の 監督の下、余資運用規程に従い行われております。

また有価証券の購入にあたって、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、理事会において定期的に毎月報告されております。

#### (iv)市場リスクに係る定量的情報

当組合における主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける 主たる金融商品は「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、 「借用金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「協同信組による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動幅を市場リスク量とし、金利変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債 を、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ご との金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末現在において、日本円金利に1.00%の上昇パラレルシフト(指標金利の上昇)が生じた場合、経済価値は1,064百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ③資金調達に係る流動性をリスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

#### 16. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注2)

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計 上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金(*1)	15,666	15,666	1
(2) 有価証券	16,587	16,587	_
満期保有目的の債券	_	_	_
その他有価証券	16,587	16,587	_
(3) 貸 出 金(*1)	5,857	5,857	1
貸倒引当金(*2)	△187		
	5,669	5,857	188
金融資産計	37,923	38,111	188
(1) 預金積金(*1)	36,285	36,285	△1
(2) 借 用 金(*1)	_	_	_
金融負債計	36,285	36,285	△1

- (\*1)預け金、貸出金、預金積金及び借用金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (\*2)貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (注1)金融商品の時価等の算定方法

#### 金融資産

#### (1)預け金

満期のない預け金については、時価の帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

#### (2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

#### (3)貸出金

貸出金は、以下の①~③の方法により算出し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- ①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価格の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

#### 金融負債

#### (1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(または無リスク利子率)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2)市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報 には含まれておりません。

(単位:百万円)

	( I I I I I I I I I I I I I I I I I I I
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	0
全国信用協同組合連合会出資金	50
슴 計	50

- 17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。 これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下20まで同様であります。
  - (1)売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
  - (2)満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

#### (3)その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

貸 計	借対照表 上 額	時 価	差 額
株 式 債 券		— 百万円 1,898	— 百万円 22
国債	413	398	14
地方債	303	299	3
社 債	1,204	1,200	4
その他	273	226	47
小 計	2,194	2,124	69

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

(英国对派或山土版》 教育亦圖 6 / / / / / / /							
貸	借対照表	時 価	差額				
計	上 額						
株 式	— 百万円	— 百万円	— 百万円				
債 券	12,034	12,887	△853				
国債	1,265	1,490	△224				
地方債	1,237	1,299	△62				
社債	9,531	10,097	△566				
その他	2,358	2,572	△214				
小 計	14,393	15,460	△1,067				
슴 計	16,587	17,585	△997				

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に 基づく時価により計上したものであります。
- 18. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- 19. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

- 売却価格 - 売却益 - 売却損 - 101百万円 - 1百万円 - -

20. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1	年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
		百	万円 百万	円 百万	7円 百万円
債	券	299	2,183	4,407	7,064
玉	債	_		413	1,265
地 方	債		596	674	269
社	債	299	1,587	3,320	5,529
その	他	100	674	1,080	776
-					
슴	計	400	2.858	5.488	7.840

21.協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための 緊急措置に関する法律に基づく債権は次の通りであります。なお、債権は、 貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の 全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有 価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出 金、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の 各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っ ている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。) であります。

破産更生債権及びこれに準ずる債権額49百万円危険債権額140百万円三月以上延滞債権額一百万円貸出条件緩和債権額一百万円

合計額

190百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並 びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準する債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 22.当座貸越契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、48百万円であります。これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時においては必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 23.繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

#### 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過	427	万円	
退職給付引当金損金算入限度額	超過額	1 7	
その他の有価証券		_	
その他		23	
繰延税金資産小計		8 6	
評価性引当額		△28	
繰延税金資産合計		5 5	
繰延税金負債			
固定資産圧縮積立額		_	
その他の有価証券		_	
その他		_	
繰延税金負債合計		_	
繰延税金資産の純額		5 5	百万円

# 経理・経営内容

# 損益計算書

<b>7</b>	科	目		令和5年度	令和6年度
経	常	収	益	310,485	352,454
		用収		300,470	340,036
		金利			
				60,139	64,984
		金利		15,180	41,232
		手形术		_	_
_		ローン		_	_
Ę	夏 現	先 利	息		_
		取引受力			_
		等利息配		215,851	229,287
				210,001	223,207
		<u>リップ受力</u>		_	
		の受入		9,298	4,531
役者	务取?	引等順	又益	8,982	8,934
受	そろ 為	替手	数料	753	658
7	つの他	の役務	収益	8,228	8,276
		業務場		423	1,637
		替克		720	1,007
					_
		<b>五証券売</b>		_	
		債券売		_	1,200
Ξ	員債等	債券償	還益	11	14
		生商品		_	
		の業務		411	423
		経常り		609	1,846
				609	1,040
		当金戻			
		権取:		609	1,846
杉	* 式 🕯	等売去	訂益		_
	銭の	信託運	用益		
7	その他	の経常	収益	_	_
経	常			257,445	260,145
		_ <b></b>  達 費		12,662	22,897
	頁			11,962	22,156
		眞備金繰		699	741
	譲渡性	E預金和	引息		_
信	5 用	金利	息	_	_
		手形术		_	_
		<u>- /レー</u> マネー			_
		先 利			
				<del>-</del>	_
		取引支払		_	_
		ルペーパ-		_	_
金	利スワ	リップ支払	」利息	_	_
7	の他	の支払	利息		
		引等		1,641	2,120
		3 替手		349	91
		<u>の役務</u>		1,292	
				·	2,029
		業務費		7	17
		替売		_	_
		□証券売			
Ξ	員債等	債券売	却損		
		債券償		_	17
		<b>賃券</b>			
		<u>上原 分</u> 生商品			
					_
	い他	の業務			10000
経		111	_費_	181,779	182,824
		件	費	103,903	110,866
牧	勿	件	費	76,893	71,669
利			金	982	287
		経常費		61,355	52,286
		<u>座市</u> 当金繰		51,499	52,286
					56,600
		金償		9,855	
		等売去		_	_
		等 償		<u> </u>	
		信託運			
		資産		_	_
7	. (/ ) !!!	ノベルー			+
			弗田		
7		の経常	費用_ <b>益</b>	53,040	92,309

算書		(単位:千円)
科 目	令和5年度	令和6年度
特 別 利 益	_	1,161
固定資産処分益	_	99
負ののれん発生益	_	_
金融商品取引責任準備金取崩額	_	_
その他の特別利益	_	1,061
特 別 損 失	_	_
固定資産処分損	_	_
減損損失	_	_
金融商品取引責任準備金繰入額	_	_
その他の特別損失	_	_
税引前当期純利益	53,040	93,471
法人税・住民税及び事業税	208	208
法人税等調整額	△946	8,942
法人税等合計	△737	9,150
当 期 純 利 益	53,777	84,320
繰越金(当期首残高)	24,651	45,782
特別積立金取崩額	_	_
当期未処分剰余金	78,428	130,102

# (注)

- 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資1口当たりの当期純利益 3,051円

# 経理・経営内容

#### 剰余金処分計算書 (単位:千円)

科目	令和5年度	令和6年度
当期未処分剰余金	78,428	130,102
積 立 金 取 崩 額	_	_
剰余金処分額	32,646	62,641
利益準備金	_	_
普通出資に対する配当金	1,646	1,641
	(年6%の割合)	(年6%の割合)
優先出資に対する配当金	_	
事業の利用分量に対する配当金		_
特別積立金	30,000	60,000
記念事業積立金	1,000	1,000
事業所移転費用積立金	_	_
繰越金(当期末残高)	45,782	67,461

#### 業務粗利益及び業務純益等 (単位:千円)

	科 目	令和5年度	令和6年度
	資金運用収益	300,470	340,036
	資金調達費用	12,662	22,897
資	金運用収支	287,808	317,138
	役務取引等収益	8,982	8,934
	役務取引等費用	1,641	2,120
役者	務取引等収支	7,340	6,814
	その他業務収益	423	1,637
	その他業務費用	7	17
そ0	の世の業務収支	416	1,619
業	務 粗 利 益	295,564	325,572
業	務粗利益率	0.74%	0.83%
業	務 純 益	130,913	136,329
実	質業務純益	113,785	142,748
	ア業務純益	113,774	141,552
(投資	ア 業 務 純 益 信託解約損益を除く。)	113,774	141,552

## 業務粗利益 (注) 1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 資金運用勘定計平均残高 ×100

- 2.業 務 純 益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
- 3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
- 4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

	経費の内訳	(単位:千円)
項目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	103,903	110,866
報酬給料手当	85,435	89,190
退職給付費用	7,048	10,080
そ の 他	11,419	11,595
物件費	76,893	71,669
事 務 費	26,749	21,918
固定資産費	33,072	33,688
事 業 費	6,686	6,004
人 事 厚 生 費	753	1,001
有形固定資産償却	3,822	3,404
無形固定資産償却	475	242
そ の 他	5,333	5,411
税金	982	287
経費 合計	181,779	182,824

		(単位:千円)	
	科目	令和5年度	令和6年度
名	设務取引等収益	8,982	8,934
	受入為替手数料	753	658
	その他の受入手数料	8,227	8,276
	その他の役務取引等収益	0	_
名	设務取引等費用	1,641	2,120
	支払為替手数料	349	91
1			

419

873

1,017

1,012

	受取利息および支払利息の増減 (単位: FP)							
	項 目 令和5年度 令和6年度							
受	取	利	息	の	増	減	20,265	39,565
支	払	利	息	の	増	減	△35	10,235

その他の支払手数料

その他の役務取引等費用

(単位:千円)

0.21

# 経理・経営内容

## 主要な経営指標の推移

区 分 令和2年度 令和4年度 令和3年度 令和5年度 令和6年度 常 収 261,135 310,485 経 益 475,185 314,336 352,454 経 常 利 284,236 66,305 97,058 53,040 92,309 益 期 純 利 益 54,579 48,118  $\triangle$ 30,231 53,777 84,320 預金積金残高 34,089,592 36,445,958 37,447,044 37,406,055 36,285,594 出 金 残 4,913,746 5,049,723 5,424,738 5,281,239 5,857,420 高 価証券残高 13,206,538 15,112,080 15,628,442 16,556,336 16,587,404 39,867,154 総 産 額 38,041,277 39,794,438 38,192,003 資 40,056,076 2,715,385 2,683,008 2,817,275 2,669,202 2,734,742 純 資 産 額 14.46% 自己資本比率(単体) 15.89% 14.52% 13.74% 14.06% 27,359 資 総 28,618 28,375 27,902 27,505 28,618口 28,375 27,902 🗆 27,505 27,359 資 総 口 数 出資に対する配当金 1,730 1,672 1,641 1,692 1,646 員 11人 12人 12人 12人 12人

## 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

		科	目		年度	平均残高(百开)	利息(千円)	利回り(%)
資		金	金運		5年度	39,823	300,470	0.75
勘	1			定	6年度	39,163	340,036	0.86
	う			ち	5年度	5,422	60,139	1.10
	貸		出	金	6年度	5,629	64,984	1.15
	う			ち	5年度	17,672	15,180	0.08
	預		け	金	6年度	16,044	41,232	0.25
	う			ち	5年度	16,678	215,851	1.29
	有	価	証	券	6年度	17,440	229,287	1.31
資	ť	金	調	達	5年度	37,118	12,662	0.03
勘	]			定	6年度	36,356	22,897	0.06
	う			5	5年度	37,118	12,662	0.03
	預	金	積	金	6年度	36,356	22,897	0.06
	う			ち	5年度	_		_
	譲	渡	性 預	金	6年度		_	
	う			5	5年度	_	_	_
	借		用	金	6年度			_

# オフバランス取引の状況

該当事項なし

	総資産利益率(単位)								
		2	<u> </u>	5	立			令和5年度	令和6年度
総	資	産	経	常	利	益	率	0.13	0.23

経常(当期純)利益 (注)総資産経常(当期純)利益率 = ×100 総資産(債務保証見返を除く)平均残高

0.13

総資産当期純利益率

先物取引の時価情報

該当	事項なし	
四/二	事织のし	

総資金利鞘等	(単位:%)	

		区	<u> </u>	分		令和5年度	令和6年度
資	金運	用	利回	り	(a)	0.75	0.86
資	金 調	達	原価	率	(b)	0.52	0.56
総	資	金	利	鞘(	a - b )	0.23	0.30

<sup>(</sup>注)1. 残高計数は期末日現在のものです。

<sup>2. 「</sup>自己資本比率(単体)」の平成18年度以降の計数は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

# 経理·経営内容

売買目的有価証券

該当事項なし

満期保有目的の債券

該当事項なし

その他有価証券

(単位:百万円)

				令和5年度			令和6年度	
項 目	種	類	貸借対照表計 上額	取得原価	差額	貸借対照表計 上額	取得原価	差額
	株	式	_	_			_	_
	債	券	5,709	5,597	112	1,920	1,898	22
	玉	債	637	597	40	413	398	14
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	地方	方債	1,329	1,300	29	303	299	3
が取得原価を超えるもの	短期	社債	_	_	_	_	_	_
	社	債	3,742	3,700	42	1,204	1,200	4
	その	他	919	853	65	273	226	47
	小	計	6,629	6,451	177	2,194	2,124	69
	株	式	_	_	_	_	_	_
	債	券	7,919	8,393	△ 474	12,034	12,887	△ 853
	玉	債	1,005	1,097	△91	1,265	1,490	△ 224
貸借対照表計上額 が取得原価を超え	地力	方 債	293	299	△ 6	1,237	1,299	△ 62
ないもの	短期	社債	_	_			_	_
	社	債	6,620	6,996	△ 375	9,531	10,097	△ 566
	その	他	2,007	2,145	△ 137	2,358	2,572	△214
	小	計	9,927	10,538	△611	14,393	15,460	△ 1,067
合	計		16,556	16,990	△ 434	16,587	17,585	△ 997

- (注) 1.時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
  - 2.「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
  - 3.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

# 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
項 目 	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	_	_
関連法人等株式	_	_
非 上 場 株 式	0	0
合 計	0	0

# 経理·経営内容

#### その他業務収益の内訳 (単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
外国為替売買益	_	
商品有価証券売買益	_	
国債等債券売却益	_	1
国債等債券償還益	0	0
金融派生商品収益	_	
その他の業務収益	0	0
その他業務収益合計	0	1

	1
預貸率および預証率	(単位:%)

	区		分		令和5年度	令和6年度
預	貸	蒸	表 (期 末) 14.11		14.11	16.14
	共	-	(期中	平均)	14.60	15.48
預	証	蒸	(期	末)	44.26	45.71
1.1只	口儿	<del>-1-</del>	(期中	平均)	44.93	47.97

貸出金 (注)1.預貸率= 貸出金 預金積金+譲渡性預金 ×100 2.預証率 =  $\frac{ f価証券}{ 預金積金+譲渡性預金} \times 100$ 

# 1 店舗当りの預金および貸出金残高 (単位:百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
1店舗当りの預金残高	37,406	36,285
1店舗当りの貸出金残高	5,281	5,857

# 職員1人当りの預金および貸出金残高 (単位:百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
職員1人当りの預金残高	2,877	3,023
職員1人当りの貸出金残高	406	488

# 資金調達 🗌

預金種目別平均残高 (単位:百万円、%)

	種		目		令和5:	年度	令和6年度		
	1里 日				金 額	構成比	金	額	構成比
流	動	性	預	金	22,009	59.3	21,7	'80	59.9
定	期	性	預	金	15,109	40.7	14,5	75	40.1
譲	渡	性	預	金	_	_		_	
そ	の	他の	)預	金	_			_	
合				計	37,118	100.0	36,3	56	100.0

種		目		8		8				CIMC	<b>平</b> 反	그웨다	干反		区		分		中の呼吁	-	그에어드	F反不
化生				金 額	構成比	金 額	構成比				<i>)</i> ]		金 額	構成比	金 額	構成比						
動	性	預	金	22,009	59.3	21,780	59.9	個				人	13,596	36.3	13,310	36.3						
期	性	預	金	15,109	40.7	14,575	40.1	法				人	23,809	63.7	22,975	63.7						
渡	性	預	金	_			_		—	般	法	人	23,772	63.6	22,941	63.6						
の	他σ	)預	金	_			_		金	融	機	関	_	_	_							
			計	37,118	100.0	36,356	100.0		公			金	37	0.1	33	0.1						
								合				計	37,406	100.0	36,285	100.0						

財形貯蓄残高	

該当事項なし
--------

定期預金種類別残高	(単位:百万円)

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

		区			分			令和5年度	令和6年度
固	定	金	利	定	期	預	金	13,375	13,037
変	動	金	利	定	期	預	金	_	
そ	の	他	の	定	期	預	金	_	
合							計	13,375	13,037

# 資金運用》

# 貸出金種類別平均残高 (単位:百万円、%)

	科	目		令和5年	F度	令和6年	F度
	17			金 額	構成比	金 額	構成比
割	引	手	形	_	_	_	_
手	形	貸	付	172	3.2	165	2.9
証	書	貸	付	5,131	94.6	5,367	95.3
当	座	貸	越	119	2.2	95	1.7
合			計	5,422	100.0	5,629	100.0

負出金金利区分別残局	(単位:百万円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
固定金利貸出	560	496
変動金利貸出	4,720	5,361
合 計	5,281	5,857

# 有価証券種類別平均残高 (単位:百万円、%) ■

	区分			令和5年	丰度	令和6年度		
		73		金 額	構成比	金 額	構成比	
玉			債	1,529	9.2	1,787	10.2	
地	ブ	<u></u>	債	1,831	11.0	1,637	9.4	
短	期	社	債	<u> </u>		_	_	
社			債	10,234	61.4	11,139	63.9	
株			式	0	0.0	0	0.0	
外	玉	証	券	2,690	16.1	2,477	14.2	
そ	の他	の証	券	392	2.4	398	2.3	
合			計	16,678	100.0	17,440	100.0	

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

# 有価証券種類別残存期間別残高 (単位:百万円)

区 :	分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国債	5年度末	100		436	1,106
	6年度末	_		413	1,265
地方債	5年度末	200	310	818	294
地 方 債	6年度末	_	596	674	269
短期社債	5年度末	_	_	_	_
な	6年度末	_	_	_	_
社債	5年度末	500	1,609	2,549	5,703
11   11   11   11   11   11   11   1	6年度末	299	1,587	3,320	5,529
株式	5年度末	_		_	0
1/1/	6年度末	_	_	_	0
A F I X	5年度末	200	595	1,148	614
外国証券	6年度末	100	674	1,080	437
その他の証券	5年度末	_	_	_	367
ての他の証分	6年度末	_	_	_	338
合 計	5年度末	1,002	2,515	4,952	8,086
	6年度末	400	2,858	5,488	7,840

# 貸倒引当金の内訳

項 月				令和5	年度	令和6年度		
块				期末残高	増減額	期末残高	増減額	
一般貸	倒	引当	金	26	△17	32	6	
個別貸	倒	引当	金	109	68	155	45	
貸倒引	当	金台	計	135	51	187	52	

(単位:百万円)

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので、「特定海外債権引当勘定」に 係る引当は行っておりません。

# 消費者ローン・住宅ローン残高 (単位:百万円、%)

	区分		ŕ	令和5年度末			令和6年度末		
		)J	金	額	構成比	金	額	構成比	
消	費者	ローン		62	100.0		58	100.0	
住	宅	ローン		_	_		41	_	
合		計		62	100.0	1	100	100.0	

# 貸出金使途別残高 (単位:百万円、%)

	区	分		<del>-</del>	和5年	度末	<del>-</del>	和6年	度末
		73		金 額		構成比	金	額	構成比
運	転	資	金	2,6	355	50.3	2,8	194	49.4
設	備	資	金	2,6	326	49.7	2,9	61	50.6
合			計	5,2	281	100.0	5,8	57	100.0

貸出金償却額	(単位:百万円)
--------	----------

項	目	令和5年度	令和6年度		
貸出金	償 却 額	9	_		

# 資 金 運 用

#### 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位:百万円、%)

	区	分		金 額	構成比	債務保証見返額
<u>ы</u> 4 %	且合預金	全籍全	5年度末	489	9.3	_
二 小		工 (貝 亚	6年度末	405	6.9	_
有	価 ፤	正券	5年度末	1	_	
H	іш п	血 分	6年度末	_	_	_
動		産	5年度末	_	_	_
到		/土	6年度末	_	_	_
不	動	産	5年度末	589	11.2	_
11,	刧	注	6年度末	934	16.0	_
そ	の他		5年度末	_	_	_
	0)	تا ا	6年度末		_	
小		計	5年度末	1,078	20.4	
٦,		PI	6年度末	1,340	22.9	_
信⊞⋅	保証協会・	信田保除	5年度末	251	4.8	_
ЩЛ			6年度末	242	4.1	_
保		証	5年度末	3,430	65.0	_
1/1		DIT	6年度末	3,744	63.9	_
信		用	5年度末	520	9.9	_
		Ж	6年度末	529	9.0	_
合		計	5年度末	5,281	100.0	_
П		PI	6年度末	5,857	100.0	_

## 貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

<del>ш</del>	<b>1</b> =	- Dul		令和5	年度末	令和6	年度末
業	種	別		金 額	構成比	金 額	構成比
製	造		業	_	_	_	_
農業	`	林	業		_	_	_
漁			業	_	_	_	_
鉱業、採石	業、砂	利採取	業		_	_	_
建	設		業		_		_
電気・ガス・	熱供	給·水道	業	_	_	_	_
情 報	通	信	業		_	_	_
運輸業	、 ∄	郎 便	業		_		_
卸売業	, ,	小 売	業		_	_	_
金融業	. 1	呆 険	業		_	_	_
不 動	Ī	産	業		_		_
物品	賃	貸	業		_	_	_
学術研究、専	門·技術	jサービ	ス業		_	_	_
宿	泊		業		_		_
飲	食		業				_
生活関連サ	ービス	、業、娯楽	業				_
教 育、	学習	支援	業		_	_	_
医 療	`	福	祉	4,718	89.3	5,359	91.5
その他の	のサ	ービ	ス				_
その作	も の	産	業	560	10.6	496	8.5
小			計	5,279	99.9	5,855	99.9
地方位	) 共	団	体	_	_	_	_
雇用·能力	)開多	そ機 構	等				_
個人(住宅·)	肖費·絅	税資金	等)	2	0.1	2	0.1
合			計	5,281	100.0	5,857	100.0

# 内容

## 協会法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況(単位:百万円、%)

	区	分	債権額 (A)	担保・ 保証等 (B)	貸倒 引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金 引当率 (C)/(A-B)	
	産更生債権及び	5年度	13	0	13	13	100.0	100.0	
21	1らに準ずる債権	6 年度	49	0	49	49	100.0	100.0	
<b>—</b>	放 )	5年度	128	32	95	128	100.0	100.0	
ル	以以以供	6年度	140	35	105	140	100.0	100.0	
_	<b>佐田佳歩</b>	5年度		_	_	_	_	_	
麦	管理債権	6 年度	_	_	_	_	_	_	
	三月以上延滞債権	5年度	_	_	_	_	_	_	
	二月以上些/市俱惟	6 年度	_	_	_	_	_	_	
	貸出条件緩和債権	5 年度	_	_	_	_	_	_	
	貝山木   「板   川   川	6 年度	_	_	_	_	_	_	
713	=+	5 年度	142	32	109	142	100.0	100.0	
小	計	6年度	190	35	155	190	100.0	100.0	
	常債権	5 年度	5,186						
TE	一	6年度	5,186						
合	i 計	5 年度	5,329						
	I 51	6年度	5,907						

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準する債権です。 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化
  - 2. 口房限債権による、債務有が准告収続の人へ恐には至うくいないが、財政状态が必免性告収養が悪じし、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(上記1に掲げるものを除く。)です。3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

  - 4. 「三月以上延滯債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滯している貸出金(上記1.及び2.に掲げるものを除く。)です。

  - る貸出金(上記1.及び2に掲げるものを除く。)です。
    5. [貸出条件線和債権]とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払 猶予、原本の返済衛子、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記12及び4に掲げるものを除く。)です。
    6. [正常債権]とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(上記12及び3に掲げるものを除く。)です。
    7. [担保・保証額(B)]は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
    8. [貸倒引当金(C)]には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
    9. [破産更生債権及びこれらに準する債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。、) 貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び板払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
  - 10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

## 法令遵守体制

## ●法令遵守体制

当組合は、組合員の相互扶助を基本理念とし、金融面で組合員の医業経営に関する事業の発展に貢献すると同時に、地域の発展に貢献することを目的として、 その社会的使命と責任を全うするために倫理網領を定めております。

当組合の職員は、業務遂行にあたり、組合員並びに広く社会一般から疑惑、不信を招くような行為の防止を図り、信頼を確保するよう網紀粛正に厳正に努めております。

#### 苦情処理措置及び紛争解決措置

当組合では、お客様により一層のご満足を頂けるよう、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お気軽にお申し出ください。(苦情等とは、組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをいいます。)

お問い合わせは、右記の窓口をご利用ください。

苦情等のお申し出は当組合のほか、しんくみ相談所でも受付けております。 相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お客様の了解を得た上、当該組合に対し迅速な解決を要請します。 住 所:佐賀市水ヶ江1丁目12-10 電話番号:0952-37-1424 受付時間:午前9時から午後5時まで (ただし当組合の休業日を除く)

佐賀県医師信用組合総務課

称: しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)

住 所:東京都中央区京橋1-9-1 電話番号:03-3567-2456 受付時間:午前9時から午後5時まで

受付窓口:

(ただし金融機関の休業日を除く)

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京弁護士会等」という。)のほか、福岡県弁護士会が設置運営する紛争解決センター(以下、「福岡県弁護士会紛争解決センター」という。)で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合総務課またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、東京弁護士会等や、福岡県弁護士会紛争解決センターへ申し出ることも可能です。なお、東京弁護士会等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ① 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、福岡県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- ② 現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 例えば、お客様は、福岡県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。
- (注)移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。下記東京弁護士会等のいずれかにご照会ください。

名	称	東京弁護士会紛争解決センター	第二東京弁護士会仲裁センター			
住	所	東京都千代田区霞が関1-1-3	東京都千代田区霞が関1-1-3	東京都千代田区霞が関1-1-3		
電話	番号	0 3 - 3 5 8 1 - 0 0 3 1	03-3595-8588	03-3581-2249		
受 付時	日間	月~金(祝日、年始年末除く) 9:30~12:00 13:00~15:00	月〜金(祝日、年始年末除く) 10:00~12:00 13:00~16:00	月〜金(祝日、年始年末除く) 9:30~12:00 13:00~17:00		

名	称	天神弁護士センター	久留米センター	
住	所	福岡市中央区渡辺通 5-14-12 (南天神ビル内)	北九州市小倉北区金田 1-4-2 (北九州弁護士会館内)	久留米市篠山町 11-5 (筑後弁護士会館内)
電話	電話番号 092-741-3208		92-741-3208 093-561-0360	
受付時	力 目 間	月~金 10:00~19:00 土日祝日 10:00~13:00	月~金(祝日、年始年末除く) 9:30~12:30 13:30~15:30	月~金(祝日、年始年末除く) 10:00~11:30 13:00~16:00

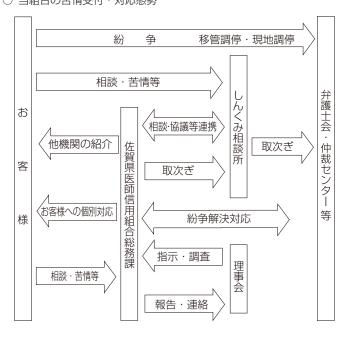
# 金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)への対応について

#### ○ 金融ADR制度を踏まえた内部管理態勢について

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

- 1. お客様からの苦情等については、佐賀県医師信用組合総務課で受付けます。
- 2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 3. 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン 等に沿い、適切に取扱いいたします。
- 4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
- 6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務課が一元的に管理します。
- 7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した 上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

# ○ 当組合の苦情受付・対応態勢



# マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

## ○マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下、「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

## お客様各位

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び

拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに佐賀県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年2月 佐賀県医師信用組合

## 報酬体系について

#### 1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」と、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時等に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

#### 【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案して、当組合の理事会において決定しております。 また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総会で承認を得た後、支払っております。 なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

#### (2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	28	35
監 事	1	2
合 計	30	37

- 注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
- 注2. 支払人数は、理事15名、監事4名です(期中に退任した者を含む)。
- 注3. 上記以外に支払った役員退職慰労金はありません、理事10,055千円、監事300千円です。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

#### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- 注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
- 注2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
- 注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。 なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げること や株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

## 反社会的勢力に対する取組み

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の通り基本方針を定め、これを遵守します。

#### 1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する役職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

#### 2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と 緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

## 自己資本の充実の状況

# ■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、佐賀県内の医師・医療機関 及びこれらに関連するお客様などによる出資金及び 利益剰余金等により構成されております。

発行主体	佐賀県医師信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入された額	27百万円

#### ■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合では、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分に保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

## リスク管理体制

# 一 定性的事項 -

- ・ 信用リスクに関する事項
- ・ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要・ ・ ・ 該当なし
- · オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・ 協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・ 金利リスクに関する事項

#### ●信用リスクに関する事項

■信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクであります。当組合は、中・長期経営計画を踏まえ、信用リスク集中の排除とリスク対比リターンの極大化を狙いとした信用ポートフォリオ管理、個別与信における厳正な審査に基づく信用管理を両輪として、リスクの所在やその規模を適切に把握するとともに、資産の健全性を維持し、不良債権の発生を未然に防ぐことによって、収益力を向上させるよう努めることにしております。具体的には融資時の審査において融資先の財務状況、資金使途、返済原資等の適格な把握を確実に行うと共に、融資先が特定組合員に偏らず小口融資を重視することにより信用リスクの回避に努めることとしています。

又、個別案件ごとの審査とは、別に自己責任原則のもと適正な資産の自己査定等を実施し、査定内容について厳正な チェックを行ったうえで、査定結果に基づく適正な償却、引当を行い、健全性の確保に努めています。定期的に信用状 況の報告を理事会に行い「信用リスク管理方針」の遵守状況を検証する事にしています。

#### ●オペレーショナル・リスクに関する事項

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合では、事務リスク方針、システムリスク方針を踏まえ、オペレーショナル・リスクの組織体制・管理の仕組みを整備し、リスクの未然防止に努めております。

バーゼルⅢ対応として、オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用しています。又、各種リスクについては、必要に応じ理事会に報告する体制を整備しております。

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要に関する事項 令和6年度の決算における、出資等株式エクスポージャーにあたるものは、全国信用協同組合連合会、信組情報サービス等 の出資で、合計50,100千円となっており、その他資産勘定に計上、当組合が定める「金融商品会計に関する事務指針」に 従った適正な会計処理を行っております。

# ●金利リスクに関する事項

■リスクの説明及び管理体制

金利リスクとは市場での金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクであります。

当組合では、評価計測を定期的に行い、収益の影響度を計測、理事会や経営戦略会議(ALM 会議)において協議、経営陣への報告を行っており、又自己資本・経営体力を勘案し適正な水準にリスクコントロールを行い、健全で安全な運用管理を行っております。

■計測手法

商品別金利リスクについては、その他計算方法の再評価法で行っております。

■コア預金

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間佐賀県医師信用組合に滞留する預金。「流動性預金(普通預金)の底だまり」

現残高の50%相当額を上限とし、満期5年以内(平均2.5年)と定めています。

■金利ショック幅

99%タイル値又は1%タイル値

■リスク計測の頻度

月次(前月末基準)

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	536	671

# リスク管理体制

# 定量的事項

- 自己資本の構成に関する事項
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引及び長期決裁期間取引の相手のリスクに関する事項・・・・・該当事項なし
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額・・・該当事項なし
- 金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理のうえ使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

# 自己資本の構成に関する開示事項

		(単位:百)
項    目	令和5年度	令和6年度
<ul><li>通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額</li></ul>	2,734	2,817
うち、出資金及び資本剰余金の額	27	27
うち、利益剰余金の額	2,708	2,791
うち、外部流出予定額(△)	1	1
うち、上記以外に該当するものの額	_	_
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	26	32
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	26	32
うち、適格引当金コア資本算入額	_	_
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に		
係る基礎項目の額に含まれる額	_	_
土地再評価額と再評価前の帳簿価額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎		
エルサー 画版と中 一面的の歌声画像の四十五人 とり Tiefung will のの フラベコノ 資本に示る金融		
現自の朗に占まれる版 コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,761	2.850
コア資本に係る苯啶項目の額 (1) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	۵,/۵۱	۷,000
コア貝本に依る調金項目(2) 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
		U
うち、のれんに係るものの額		_
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		_
適格引当金不足額		_
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	<del>_</del>	_
前払年金費用の額		_
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		_
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		_
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	_	-
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	<del>-</del>	_
特定項目に係る十パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	_	_
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	_	_
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	_	_
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	_	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (口)	0	0
コン 貫本に示る調金項目の報 (ロ) ローーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	<u> </u>	U
自己資本の額((イ)ー(ロ)) (ハ)	2,760	2.849
リスク・アセット等 (3)	۷,700	2,043
	10 111	19,223
信用リスク・アセットの額の合計額	19,111	19,223
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	_	_
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		_
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額		_
朝定間の振替分		_
オペレーション・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	510	469
言用リスク・アセット調整額	_	
フロア調整額		_
オペレーション・リスク相当額調整額	_	
リスク・アセットの額の合計額 (二)	19,622	19,693
自己資本比率	· -, -	
自己資本比率((八)/(二))	14.06%	14.46%

<sup>(</sup>注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用組 合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出 しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

# 【経営内容】

# 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 ① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	<u> </u>	5年度 所要自己資本額		6年度	
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計 ① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		叶男日己省本組			
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー			リスク・アセット	所要自己資本額	
		764	19,223	764	
1.1.1.1	19,111	764	19,223	764	
(i) ソブリン向け	1,152	46	982	46	
(ii) 金融機関向け	10,813	432	9,881	432	
第1種金融商品取引業者及び保険会社向け			9,881	432	
(iii) カバード・ボンド向け				_	
(iv) 法人等向け	1,113	44	1,275	44	
(v) 中小企業等・個人向け	130	5			
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			120	5	
トランザクター向け					
(vii) 抵当権付住宅ローン	_	_			
(viii) 不動産取得等事業向け	_	_			
(ix) 不動産関連向け			29	1	
自己居住用不動産等向け			29	1	
賃貸用不動産向け			_	_	
事業用不動産関連向け			_	_	
その他不動産関連向け			_	_	
ADC向け			_	_	
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			_	_	
(xi) 三月以上延滞等	_	_			
(xii) 延滞等向け			_	_	
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			_	_	
(xiii) 出資等	_	_			
出資等のエクスポージャー	_	_			
重要な出資のエクスポージャー	_	_			
(xv)株式等			0	0	
(xv) 重要な出資のエクスポージャー				_	
(wi) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出					
資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,750	70	2,250	90	
xiii 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る					
調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	50	2	50	2	
調金項目の顔に昇入されるがった部分に赤るエンスパーンドー (xix) その他	4,101	164	4,635	185	
② 証券化エクスポージャー	4,101	104	4,030	165	
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		_		_	
	<u> </u>	_	<u> </u>	_	
ルック·スルー方式 マンデート方式	<u> </u>	_	<u> </u>	_	
		_		_	
蓋然性方式(250%)		_		_	
蓋然性方式(400%)		_		_	
フォールバック方式(1250%)				_	
④ 未決決済取引				_	
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額					
⑥ CSVリスク相当額を8%で除して得た額		_	_	_	
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー		_		_	
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	510	20	469	18	
BI			313		
BIC			37		
八. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	19,622	784	19,693	787	

- (注)1. 所要自己資本の額=リスク·アセットの額×4%
  - 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
  - 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公 社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、 欧州共同体、信用保証協会等のことです。
  - 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  - 5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
    - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
  - 6. 「その他」とは、( i ) $\sim$ (xix)に区分されないエクスポージャーです。
  - 7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
  - 8. オペレージョナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。
  - 9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定 しております(令和6年度計数)。
  - 10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% ・8% 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

#### 金利リスクに関する事項

# ●金利リスク(IRRBB)

(単位:百万円)

項番		⊿EVE(経済	斉価値の変動)	⊿NII(期間	間収益の変動)
<b>以田</b>		令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
1	上方パラレルシフト	886	1,064	△18	45
2	下方パラレルシフト	0	0	15	△14
3	スティープ化	712	759		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	886	1,064	15	45
		令和5	年度末	令和6	年度末
8	自己資本の額	2,7	60	2,8	349

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、貸借対照表の注記に記載しております。
  - 2. 「金利リスクに関する事項」について、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2020年3月末からΔNIIを開示することとなりました。

# 経営内容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

# ●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 〈業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

(単位・日方) (単位・日本) (単位・日											(丰瓜・ロババル)		
	エクスポージャ・	-区分	信用リスク	言用リスクエクスポージャー期末残高									
	業種区分				貸出金、コ 及びそ デリバティ	ミットメント の他の	債	券	デリバテ	ィブ取引	三月以上 延滞エク スポージ ャー	延滞エク スポージ ャー	
期間	間区分		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	
製	造	業	1,728	2,009	_	_	1,728	2,009	_	_	_	_	
農	業、林	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
漁		業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
鉱	業、砕石業、砂利採	取業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
建	設	業	_	197	_	_	_	197	_		_		
電	気·ガス·熱供給·水	道業	1,467	1,509	_	_	1,467	1,509	_	_	_	_	
情	報 通 信	業	1,193	1,112	_	_	1,193	1,112	_	_	_	_	
運	輸業、郵便	更業	1,284	1,232	_	_	1,284	1,232	_	_	_	_	
卸	売 業 、 小 🦻	も業	1,170	1,226	_	_	1,170	1,226	_	_	_	_	
金	融業、保障	第 第	2,267	2,311	_	_	2,267	2,311	_	-	_	_	
不	動 産	業	1,462	1,323	_	_	1,462	1,323	_		_	_	
物	品 賃 貸	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
学徒	析研究、専門·技術サ-	ービス	0	0	_	_	0	0	_	_	_	_	
宿	泊	業	_	_	_	_	_	_	_		_	_	
飲	食	業	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	
生活	5関連サービス業、始	業楽具	_	_	_	_	_	_	_		_	_	
教	育、学習支	援 業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
医	療、福	祉	4,718	5,359	4,718	5,359	_	_	_		_	_	
そ	の他のサー	ビス	_	_	_	_	_	_	_		_	_	
そ	の他の産	業	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	
玉	・地方公共団	体 等	3,473	3,420	_	_	3,473	3,420	_		_	_	
個		人	2	2	2	2	_	_	_		_	_	
そ	の	他	3,119	2,789	560	496	2,559	2,293	_	_	_	_	
業	種別合	計	21,887	22,494	5,281	5,857	16,606	16,637	_		_	_	
1	年 以	下	1,280	917	278	517	1,002	400	_	_			
1	年超3年以	」 下	1,455	1,766	254	376	1,201	1,390	_	_			
3	年超5年以	」 下	1,965	2,171	651	703	1,314	1,467	_				
5		」 下	2,122	1,932	423	429	1,699	1,503	_	_			
7	年超10年」	以 下	4,402	5,170	1,148	1,185	3,253	3,985	_				
1	0 年	超	10,244	10,147	2,525	2,645	7,718	7,501	_				
期	間の定めない	もの	417	388	_	_	417	388	_	_			
そ	の	他	_	_	_	_	_	_	_	_			
残	存期間別台	計	21,887	22,494	5,281	5,857	16,606	16,637	_	_			

- (注) 1. 引を除くオフバランス取引の与信相当額の合計額です。
  - 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
  - 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
  - 4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
  - 5.CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
  - 6.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

# 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

	OOF FELLS		205 /			(単位:百万円
		削減効果適用前		用リスク削減効果		リスクウェイト
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	の加重平均値 (%)
				24年度		
現金	35	-	35	_	_	_
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,888	_	1,888	_	_	_
外国の中央政府及び中央銀行向け	99	_	99	_	_	_
国際決済銀行等向け	_	_	_	_	_	_
我が国の地方公共団体向け	1,399	_	1,399	_	_	_
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,800	_	1,800	_	930	52%
国際開発銀行向け	_	_	_	_	_	_
地方公共団体金融機構向け	200	_	200	_	20	10%
我が国の政府関係機関向け	200	_	200	_	20	10%
地方三公社向け	_	_	_	_	_	_
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	26,162	_	26,162	_	9,881	38%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	26,162	_	26,162	_	9,881	38%
カバード・ボンド向け	_	_	_	_	_	_
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	1,323	_	1,275	_	1,275	100%
特定貸付債権向け	_	_	_	_	_	_
中堅中小企業等向け及び個人向け	182	_	165	_	120	73%
トランザクター向け	_	_	_	_	_	_
不動産関連向け	41	_	41	_	29	70%
自己居住用不動産等向け	41	_	41	_	29	70%
賃貸用不動産向け	_		_	_	_	_
事業用不動産関連向け	_	_	_	_	_	_
その他不動産関連向け	_	_	_	_	_	_
ADC向け	_	_	_	_	_	_
劣後債権及びその他資本性証券等	_	_	_	_	_	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	_	_	_	_	_	_
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	_	_	_	_	_	_
取立未済手形	_	_	_	_	_	_
信用保証協会等による保証付	120	_	120	_	12	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	_	_	_	_	_	_
株式等	0	_	0	_	0	100%
合計	59,652	_	59,587	_	22,197	_

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しており:
  - 1. 販売によれて、一位が加り週刊に行り制度なイルに含ました。こととは予度によりにも記載しており。 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(6) のことです。 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。
- ●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

資産の額及び与信相当額の合計額(CCF 信用リスク削減効果適用後) 50% 56.25% 60% 62.5% 2024年度 我が国の中央政府及び中央 188 188 銀行向け
外国の中央政府及び中央銀 99 99 行向け 国際決済銀行等向け 我が国の地方公共団体向け 1.399 1.399 外国の中央政府等以外の公 1,800 1,800 国際開発銀行向け 地方公共団体金融機構向け 200 200 我が国の政府関係機関向け 200 200 地方三公社向け 金融機関、第一種金融商品取 引業者及び保険会社向け 26,162 26,16 第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け カバード・ボンド向け 法人等向け(特定貸付債権向 1.275 1.275 けを含む) 特定貸付債権向け 中堅中小企業等向け及び個 165 165 人向け トランザクター向け 不動産関連向け 29 29 自己居住用不動産等向け 29 29 賃貸用不動産向け 事業用不動産関連向け その他不動産関連向け ADC向け 劣後債権及びその他資本性 証券等 延滞等向け(自己居住用不動 産等向けを除く。) \_ 自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞 \_ \_ 信用保証協会等による保証付 120 120 株式会社地域経済活性化支 \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ \_ 援機構等による保証付 株式等 合計 520 26,162 1,800

## 経 営 内 容

## 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位 百万円)

							個別貸倒引当金										
	業	13	<b>.</b>	<b>-</b>		#0-24	C# ==	717.807	# # 미 호프		当期洞	妙額		期末	<b>建</b>	貸出金償却	
	耒	種	₫	別		期首	<b>浅</b> 同	三朔川	曽加額	目的	使用	その	他	期本	<b>浅</b> 同		
						令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
医	療	,		福	祉	40	109	81	45	12	_	_	_	109	155	9	_
そ	の	他	の	産	業	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
個					人	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	i	合	計	+		40	109	81	45	12	ı	1	_	109	155	9	_

- (注)1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
- ●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

	10	(+12.17)1 )				
	エクスポー	-ジャーの額				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	令和5年度					
	格付適用有り	格付適用無し				
0 %	152	3,551				
10 %	410	304				
20 %	1,677	_				
35 %	_	_				
50 %	6,282	_				
75 %	_	202				
100 %	4,171	4,336				
150 %	_	_				
250 %	799	_				
1,250 %	_	_				
その他	_	_				
合 計	13,494	8,394				

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
  - 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

(+ii-ij) i							
<u> </u>							
   告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リス:	ク削減効果適用前	CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額			
日外でためるリスク・グエイド区グ(物)	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	(%)	(CCF・信用リスク削減効果適用後)			
40%未満	26,683	_	37.200	26,683			
40%~70%	1,841	_	52.000	1,841			
75%	182	_	72.500	165			
80%	_	_	_	_			
85%	_	_	_	_			
90%~100%	3,623	_	_	_			
105%~130%	4,497	_	100.000	3,576			
150%	_	_	108.200	4,154			
250%	55	_	_	_			
400%	_	_	250.000	55			
1,250%	_	_	_	_			
その他	_	_	_	_			
合 計	36,883	_	99.380	36,657			

- (注)1.最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
  - 2.「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーの オフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

# 信用リスク削減手法に関する事項

## ●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

						(
信用リスク削減手法	適格金融	<b></b> 	保	証	クレジット・ラ	デリバティブ
ポートフォリオ	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	489	405	_	_	_	_

- (注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
  - 2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会より保証されたエクスポージャー)、
  - 第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。 3. その他とは、①~⑩に区分されないエクスポージャーです。

国際業務	証券業務
▼ 外国為替取扱高 ■	☆共債引受額
該当事項なし	該当事項なし

外貨建資産残高	公共債窓販実績
該当事項なし	該当事項なし

# てその他業務

【■ 代理	貸付残高の内訳	(単位:百万円)
区 分	令和5年度末	令和6年度末
全国信用協同組合連合会	_	_
株式会社商工組合中央金庫	_	_
株式会社日本政策金融公庫	_	_
独立行政法人住宅金融支援機構	_	_
独立行政法人 雇用 · 能力開発機構		_
独立行政法人 福祉医療機構	-	_
そ の 他	_	_
습 計	_	_

# 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの 第65期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金 処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性 を確認いたしました。

令和7年7月25日

佐賀県医師信用組合

理事長 志田 正典

# 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の 8に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。

トピックス

令和6年 7月 ディスクロージャー誌発行(第27回)

# 【その他業務】

# 手数料一覧 (令和7年4月1日現在)

				租	ĺ	類					手	数	料
振	佐	銀	重	信扱	, G	万F	引以.	上				77	HO H
3/11	以	外	-	111 3/2	× G	万F	引未	満				60	5円
	佐	賀行	重	信扱	, G	万F	引以.	上				55	OE
込	銀	行	=	111 3/2	× [3	万F	引未	満				33	ОЩ
送	金		•	振	ì	λ	組	戻	彩	ļ	1,	10	OH
振	込		Ţ	正		•	変	更	彩	}		66	O
残	高証	明書	の多	裄	手数	料		1	1	件		55	OE
融	資証	明書	₹	行	手数	料		1	1	件	5,	50	0円
住	宅口	<u>ー</u> ン	ノ繰	上	反泛	Ŧ		1	1	件	33,	00	0 <u>m</u>
通	帳・	証書	再多	裄	手数	料		1	1	件		55	HO
								1枚	<u>~</u> 4	.9枚		無	料
								50枚	<u>~</u> 4	-99枚		22	0 <u>m</u>
窓		両	替	手	数	料	5	500枚	[~E	99枚		33	0
							10	000枚	[~]	999枚		55	O
								200	0枚	以上		88	0 <u>m</u>

上記の手数料ではございますが、組合員の皆様の、ご本人名義口座宛の振込や残高証明書発行は経営努力により無料(サービス)とさせていただいております。

但し、両替、融資証明書発行、通帳・証書再発行、住宅ローン繰上返済、送金・振込組 戻、振込訂正・変更の際の手数料は有料です。

(上記の手数料には消費税を含んでいます。)

# 内国為替取扱実績

(単位:百万円)

区	分	<del>4</del>	和5	年度	末	令和6年度末			
	73	件	数	金	額	件	数	金	額
送金·振込	他の金融機関向け		0		0		0		0
区並:旅込	他の金融機関から	12,5	532	10,	130	10,0	356	9,	885
代金取立	他の金融機関向け		0		0		0		0
10 24 47 12	他の金融機関から		0		0		0		0

# 当組合の子会社

該当事項なし

# 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

2018年2月26日

## 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

佐賀県医師信用組合

当信用組合は、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針を以下の通りといたします。

#### 1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

当信用組合での顧客の接点は、Face to Face が中心であることを 鑑み、電子決済等代行業者との連携及び協働は実施しません。 実施する場合は、改めてご案内いたします。

以上

# ■主要な事業の内容 =

#### A.預金業務

(イ)預金

普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。

(ロ)譲渡性預金、当座預金 取扱っておりません。

#### B.貸出業務

(イ)貸付

手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

(ロ)手形の割引

銀行引受手形、商業手形の割引を取扱っております。

#### C.商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

#### D.有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

#### E.内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

#### F.外国為替業務

取扱っておりません。

#### G.社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

#### H.金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

#### 1.附帯業務

- (イ)債務の保証業務
- (ロ)有価証券の貸付業務
- (ハ)国債等の引受けの取扱業務
- (二)代理業務

全国信用協同組合連合会、独立行政法人福祉医療機構

は地方公共団体の公金取扱業務

(へ)保護預り業務

## 経営内容 🗆

## 経営者保証に関するガイドラインへの対応について

○「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針及びその取組状況

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により法人と経営者の関係性や財産状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

## 【「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針】

#### 「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重 してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

- 1.お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。
  - ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
  - ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
  - ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
  - ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
  - ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

- 2.万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。
- 3.お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記 1.①~⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

以上

■ 経営者保証相談窓口 佐賀県医師信用組合 受付日:月曜日~金曜日

(祝日および組合の休業日は除く)

電話:0952-37-1424

## 【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	47件	59件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	58.02%	54.62%
保証契約を解除した件数	0件	1件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

## 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

# 中小企業の経営支援に関する取組み方針

中小企業金融円滑化法は、平成25年3月31日に期限を迎えましたが、当組合は同法の期限到来後においても、組合員様への取組み方針は変りません。 当組合は、県内の組合員様に金融面を通じて医業経営にお役に立つと共に地域医療発展に貢献する事を理念とし、組合員様の繁栄に寄与するため、経営相談や経営改善に関するきめ細やかな支援に全力で取組んでまいります。

#### ○具体的な取組み方針

お客様からの新規融資申込みや貸付条件の変更等のご相談・お申込み等に対して、これまでの履歴に捕われる事無く迅速かつ誠実にお客様の経営状態や資産、さらにはお客様の経験や特性などを勘案し、経営改善に向けた適切かつ丁寧な説明に努め、積極的に支援を行ってまいります。

返済条件の変更等の申込みや相談があった場合は、お客様の経営状況等を十分に勘案し、前向きな対応を考慮し、他の金融機関と連携を図りながら、迅速かつ真 塾に対応いたします。

またお客様の事業ニーズやライフスタイルに合わせた各種金融サービス情報の提供や多様な融資制度の提供に努めてまいります。

#### 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

組合員様から経営相談や支援の要請がある場合には、融資担当者が経営相談・経営支援担当者となり、組合員様からの幅広い相談等に対応するようにしております。

また高度かつ専門的な経営課題等においては、外部機関等の第三者的な視点や外部専門家の専門的な知見が必要であり、公認会計士・税理士等を交えて経営課題を解決するなど経営力強化に努めてまいります。

#### 中小企業の経営支援に関する取組状況

#### 創業·新規事業開拓支援

経営革新等支援機関が策定支援した事業計画をもとに事業の進渉状況の管理やフォローアップを行い、事業計画の達成につなげてまいります。 成長段階における支援

取引先の組合員様に当組合の融資担当者がヒアリング等を行い、経営の問題点を把握し、新たなビジネスへの取組みや事業の改善につながるようなサポートを行ってまいります。

#### 経営改善・事業再生の支援

経営改善支援先に対しては、外部専門家を交えた経営相談・経営指導を行い、組合員様の経営改善支援等に取組んでおります。

#### 地域の活性化のための取組み状況

○地域に貢献する信用組合の経営姿勢

医業界における専門金融機関としての業域信用組合である当組合は、組合員に対する金融サービスを通じて、医療施設や医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展に寄与し、地域の方々が安心して暮らせる環境づくりに貢献してまいります。

#### ○融資を通じた地域貢献

病院・診療所取引 (令和7年3月末現在)

貸出先数 220先 貸出金額 5,359百万円

(全事業先684先の32.1%)

1先当り 24百万円の利用

#### 店舗一覧表(事務所の名称・所在地)

店	名	住 所	電話	FAX
本	店	〒840-0054佐賀市水ヶ江1丁目12番10号	0952(37)1424	0952(37)0400

佐賀県一円

地区一覧

# **弓** | 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、\*\*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ		2	【預金に関する指標】
【概況・組織】			34. 預金種目別平
1. 事 業 方 針		2	35. 預 金 者 別 預
2. 事 業 の 組 織*		2	36. 財 形 貯 蓄
3. 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名) *		2	37. 職員1人当り
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *		26	38.1 店舗当り預
5. 自動機器設置状況	取扱い	ハなし	39. 定期預金種類
6. 地 区 一 覧		26	【貸出金等に関する排
7. 組 合 員 数		2	40. 貸出金種類別平
8. 子 会 社 の 状 況		24	41. 担保種類別貸出
【主要事業内容】			及び債務保証
9. 主要な事業の内容*		24	42. 貸出金金利区
10. 信用組合の代理業者*	取扱い	ハなし	43. 貸出金使途
【業務に関する事項】			44. 貸出金業種別残高
11. 事 業 の 概 況*		2	45. 預貸率(期末·期
12. 経 常 収 益*		9	46. 消費者ローン・住宅
13. 業 務 純 益		8	47. 代理貸付残高
14. 経 常 利 益(損失)*		9	48. 職員1人当り貸
15. 当期純利益(損失)*		9	49.1店舗当り貸り
16. 出資総額、出資総口数 *		9	【有価証券に関する打
17. 純 資 産 額*		9	50. 商品有価証券の種類別
18. 総 資 産 額*		9	51. 有価証券の種類別
19. 預 金 積 金 残 高*		9	52. 有価証券の種類別残存
20. 貸 出 金 残 高*		9	53. 預証率(期末·期·
21. 有 価 証 券 残 高*		9	【経営管理体制に関す
22. 単体自己資本比率*		9	54. 法 令 遵 守 の
23. 出 資 配 当 金*		9	55.リスク管理 0
24. 職 員 数*		9	56. 苦情処理措
【主要業務に関する指標】			紛争解決措置
25. 業務粗利益および業務粗利益率 *		8	【財産の状況】
26. 資金運用収支、役務取引等		_	57. 貸借対照表. 損
収支およびその他業務収支 *		8	剰余金処分.(損失金
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平		Ü	58.協会法開示債権
均残高、利息、利回り、資金利鞘 *		9	及び金融再生法開示
28. 受取利息、支払利息の増減 *		8	及○並織行工が開か
29. 役務取引の状況		8	59. 自己資本充実状況(
29. 役 務 取 引 の		11	
31.経 費 の 内 訳		8	
32. 総資産経常利益率*		9	
		9	
33. 総資産当期純利益率*		9	

【預金に関する指標】	
34. 預 金 種 目 別 平 均 残 高 * ··········· 11	60. 有価証券、金銭の信託等の評価 * ・・・・・・・・ 10
35. 預 金 者 別 預 金 残 高 11	61. 外 貨 建 資 産 残 高 該当事項なし
36. 財 形 貯 蓄 残 高 該当事項なし	62. オフバランス取引の状況 該当事項なし
37. 職 員 1 人 当 り 預 金 残 高 11	63. 先物取引の時価情報 該当事項なし
38.1 店舗当り預金残高 11	64. オプション取引の時価情報 取扱いなし
39. 定期預金種類別残高* 11	65. 貸 倒 引 当 金
【貸出金等に関する指標】	(期末残高・期中増減額)* 12
40. 貸出金種類別平均残高 * 12	66.貸出金償却の額* 12
41. 担保種類別貸出金残高	67. 財務諸表の適正性及び
及び債務保証見返額* 13	内部監査の有効について 23
42. 貸 出 金 金 利 区 分 残 高 12	68. 会計監査人による監査 *
43. 貸 出 金 使 途 別 残 高 * 12	【その他業務】
44. 貸出金業種別残高·構成比 * ······ 13	69. 内 国 為 替 取 扱 実 績 24
45. 預貸率(期末·期中平均) * ······ 11	70. 外 国 為 替 取 扱 実 績 該当事項なし
46. 消費者ローン・住宅ローン残高 12	71. 公 共 債 窓 販 実 績 該当事項なし
47.代理貸付残高の内訳 22	72. 公 共 債 引 受 額 該当事項なし
48.職員1人当り貸出金残高 11	73. 手 数 料 一 覧 24
49.1店舗当り貸出金残高 11	【その他】
【有価証券に関する指標】	74.ト ピ ッ ク ス 23
50. 商品有価証券の種類別平均残高 * 取扱いなし	75.当 組 合 の 考 え 方 2
51. 有価証券の種類別平均残高 * ・・・・・・・・・ 12	76.沿 革 ・ 歩 み 2
52. 有価証券の種類別残存期間別残高 * ・・・・・・・・・ 12	77.報酬体系について
53. 預証率(期末·期中平均) * ······ 11	78. 反社会的勢力に対する取組み
【経営管理体制に関する事項】	79. 経 営 者 保 証 に 関 す る
54.法 令 遵 守 の 体 制* 14	ガイドラインへの対応について 25
55.リスク管理の体制* 17~21	80. 電子決済等代行業者との
56. 苦 情 処 理 措 置 及 び	連携及び協働に係る方針
紛争解決措置の内容 14	81. マネー・ローンダリング、
【財産の状況】	テロ資金供与及び拡散金融対策 15
57. 貸借対照表. 損益計算書.	【地域貢献に関する事項】
剰余金処分.(損失金処理)計算 3~8	82. 地 域 に 貢 献 す る
58.協 会 法 開 示 債 権 (リスク管理債権)	信用組合の経営姿勢
及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 13	83. 中小企業の経営の改善及び
59.自己資本充実状況(自己資本比率明細)※ 18~22	地域の活性化のための取組み状況 ・・・・・・・・・ 26
55.百0县平元大师//、日0县平凡平约相/公 161~22	



〒840-0054 佐賀市水ヶ江1丁目12番10号 TEL:0952-37-1424 FAX:0952-37-0400